改　正　後	現　　行
害児ごとの通所支援計画を踏まえて、その有する専門性に基づく評価及び当該通所支援計画に則った支援であって５領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。 理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。 保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点に留意すること。 また、その配置は、単なる配置で差し支えないものであり、指定通所基準の規定により配置すべき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によることも可能であること。	職員、看護職員又は厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第１号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和55年厚生省告示第４号）第４条第１項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して、計画的に行った機能訓練又は心理指導（（二）において「特別支援」という。）について算定すること。
（二）　専門的支援実施計画の実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。	（二）　特別支援を行うに当たっては、児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（特別支援計画）を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。
（三）　理学療法士等が、当該障害児に対し専門的支援を実施した場合には、加算対象児ごとに当該支援を行った日時	（三）　次に該当する場合には、当該加算は算定できないものであること。

改　正　後	現　　行
及び支援内容の要点に関する記録を作成すること。	ア　①の（二）を算定している事業所において、言語聴覚士による訓練を行う場合 イ　①の（三）又は（五）を算定している事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練を行う場合 ウ　児童指導員等加配加算により理学療法士等（保育士を除く。）を配置している場合 エ　専門的支援加算により理学療法士等（５年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く。）を配置している場合
（四）　その他以下の点に留意すること。 ア　専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（５名程度まで）による実施又は指定通所基準の規定により配置すべき従業者を配置して小集団の組み合わせによる実施も可能とする。この場合、小集団ごとに指定通所基準の規定による人員基準を満たす必要はない。 イ　専門的支援の提供時間は同日における当該障害児に対する支援時間の全てとする必要はないが、少なくとも30分以上を確保すること。 ウ　専門的支援実施加算の１月の算定限度回数は、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて、以下のとおりとすること。 障害児の月利用日数が12日未満の場合　限度回数４回 障害児の月利用日数が12日以上の場合　限度回数６回	（新設）

改　正　後	現　　行
エ　専門的支援実施計画の作成及び見直しに当たっては、対象児及び保護者に対し説明するとともに、同意を得ること。	
⑫の２　強度行動障害児支援加算の取扱い 通所報酬告示第１の８の２の強度行動障害児支援加算については、障害児の行動障害の軽減を目的として、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者（以下「実践研修修了者」という。）を配置し、強度の行動障害のある児童に対して、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援（以下この⑫の２において「指定児童発達支援等」という。）を支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、支援計画シート等は「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年３月31日付け障障発0331第8号厚生労働社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下同じ。）の１の（４）における「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の様式は平成25年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）」において作成された標準的なアセスメントシート及び支援手順書兼記録用紙（当該通知中参考１及び２）を参照することとする。	（新設）

改　正　後	現　　行
(一)　支援計画シート等については、実践研修修了者が、当該研修課程に基づいて、加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で作成すること。 (二)　当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、当該障害児通所支援事業所における強度行動障害児支援加算の算定の有無にかかわらず、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。情報交換を行った場合は、出席者、実施日時、内容の要旨、支援計画シート等に反映させるべき内容を記録すること。なお、当該児童を担当する障害児相談支援事業所とも同様の情報交換を行うことが望ましい。 (三)　支援計画シート等に基づく指定児童発達支援等を行うに当たっては、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても当該加算を算定することが可能であること。ただし、この場合において、以下のア及びイに掲げる取組を行うこと。 ア　指定児童発達支援等を行う従業者は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと。 イ　実践研修修了者は、原則として２回の指定児童発達支援	

改　正　後	現　　行
等の利用ごとに１回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。 （四）　実践研修修了者は３月に１回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。 （五）　当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに500単位を加算することができることとしているが、これは強度行動障害を有する障害児が、通所の初期段階において、当該児童に対して標準的な支援を行うための手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた環境調整や支援計画シート等に基づく支援を適切に行うものであること。 （六）　当該加算（（五）を含む。）については、通所報酬告示第１の８の３の集中的支援加算を算定する期間においても算定可能であること。 （七）　共生型児童発達支援事業所においては、児童発達支援管理責任者を置いている場合に限り算定可能とする。	
⑫の３　集中的支援加算の取扱い 通所報酬告示第１の８の３のイの集中的支援加算（Ⅰ）については、強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該児童に対して集中的な支援（以下この⑫の３において「集中的支援」と	（新設）

改　正　後	現　　行
いう。）を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 　なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和６年３月19日付こ支障第75号・障障発0319第１号　こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下同じ。）を参照すること。 （一）　本加算の算定は、加算の対象となる児童に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。 （二）　集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。 ア　広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び指定児童発達支援事業所のアセスメントを行うこと。 イ　広域的支援人材と指定児童発達支援事業所の従業者が共同して、当該児童の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下⑫の３において「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回以上の頻度で見直しを行うこと。 ウ　指定児童発達支援事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、入所支援計画及び支援計画シート等（⑫の２の強度行動障害児特別支援加算を算定している場合に限る。）に基づき支援を実施	

改　正　後	現　　行
すること。 エ　指定児童発達支援事業所が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該児童への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該児童の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること。 オ　当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合にあっては、当該障害児通所支援事業所と連携すること。 カ　当該児童へ障害児相談支援を行う障害児相談支援事業所と緊密に連携すること。 （三）　当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。 （四）　集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。 （五）　指定福祉型障害児入所施設は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。	
⑫の４　人工内耳装用児支援加算の取扱い 通所報酬告示第１の８の４の人工内耳装用児支援加算については、難聴児のうち人工内耳を装用する障害児（以下「人工内耳装用児」という。）に対して、医療機関等との連携の下で、言語聴覚士により指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 （一）　人工内耳装用児支援加算（Ⅰ） 以下のいずれも満たす場合に算定すること。	（新設）

改　正　後	現　　行
ア　児童発達支援センターにおいて、指定児童発達支援給付費の算定に必要な員数に加え、言語聴覚士を１以上配置（常勤換算による配置）していること。 イ　聴力検査室を設置していること。ただし、支援に支障がない場合は、併設する他の設備に兼ねることができる。 ウ　言語聴覚士が人工内耳装用児の状態や個別に配慮すべき事項等を把握し、児童発達支援管理責任者と連携して当該事項を通所支援計画に位置付けて支援を行うこと。 エ　人工内耳装用児への適切な支援を提供するため、人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること。 オ　こどもが日々通う保育所や学校、地域の障害児通所支援事業所その他の関係機関（以下この⑫の４において単に「関係機関」という。）の関係者に対して、人工内耳装用児への支援に関する相談援助を行うこと。 カ　関係機関に対して、情報提供の機会や研修会の開催等,人口内耳装用児に関する理解及び支援を促進する取組を計画的に実施していること。 キ　オ又はカの取組を行った場合には、当該取組の実施日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。 （二）　人工内耳装用児支援加算（Ⅱ） 以下のいずれも満たす場合に算定すること。 ア　指定児童発達支援給付費の算定に必要な員数に加え、言語聴覚士を１以上配置（常勤換算に限らない単なる配置で	

改　正　後	現　　行
可）していること。 イ　関係機関の求めに応じて、人工内耳装用児への支援に関する相談援助を行うこと。相談援助を行った場合には、実施日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。 ウ　（一）のウ及びエを準用する。 ⑫の５　視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の取扱い 通所報酬告示第１の８の５の視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算については、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児への支援を促進する観点から、当該障害児との意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 （一）　「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児」とは、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する児童（以下「視覚障害児等」という。）であること。 ア　視覚に重度の障害を有する障害児 視覚障害に関して１級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 イ　聴覚に重度の障害を有する障害児 聴覚障害に関して２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 ウ　言語機能に重度の障害を有する障害児 言語機能に関して３級の身体障害者手帳の交付を受けて	（新設）

改　正　後	現　　行
いる障害児 （二）　当該障害児に対して支援を行う時間帯を通じて、視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置し、当該人材がコミュニケーション支援を行いながら当該障害児に対して指定児童発達支援を行うこと。当該配置については、指定通所基準の規定により配置すべき従業者によることも可能である。また、常勤換算ではなく単なる配置によることも可能である。 （三）　「視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者」とは、具体的には障害の種別に応じて次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。 ア　視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 イ　聴覚障害又は言語機能障害 日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者 ウ　障害のある当事者 障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者	
⑫の６　個別サポート加算（Ⅰ）の取扱い 通所報酬告示第１の９のイの個別サポート加算（Ⅰ）については、著しく重度の障害児への支援を充実させる観点から、当該障害児に対して指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、対象となる児童を以下のとおりとする。なお、主と	⑫の２　個別サポート加算（Ⅰ）の取扱い 通所報酬告示第１の９のイの個別サポート加算（Ⅰ）については、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、乳幼児等サポート調査表（厚生労働大臣が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第

改　正　後	現　　行
して重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合として基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない。	270号）（以下「270号告示」という。）一の六の表をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。
（一）　重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児（重症心身障害児）	（一）　4歳未満であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、2以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当すること。 なお、市町村が認めるときに障害児が3歳以上であった場合は、（二）に該当する必要があるものとする。
（二）　身体に重度の障害がある児童（１級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）	（二）　3歳以上であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、１以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、１以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に１回以上支援が必要の区分に該当すること。
（三）　重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児）	（新設）
（四）　精神に重度の障害がある児童（１級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）	（新設）
⑫の７　個別サポート加算（Ⅱ）の取扱い	⑫の３　個別サポート加算（Ⅱ）の取扱い
通所報酬告示第１の９のロの個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議	通所報酬告示第１の９のロの個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地

改　正　後	現　　行
会、医師と連携して指定児童発達支援を行う場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 　ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。 （一）　児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（以下「連携先機関等」という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。 （二）　連携先機関等との（一）の共有は、６月に１回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は児童発達支援事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、児童発達支援事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に児童発達支援事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。 （三）　（一）のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置付け、通所給付決定保護者の同意を得ること。 （四）　市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支	域協議会、医師との連携を行う場合に評価を行うものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 　ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。 （一）　児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（以下「連携先機関等」という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。 （二）　連携先機関等との（一）の共有は、年に１回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は児童発達支援事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、児童発達支援事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に児童発達支援事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。 （三）　（一）のように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること。 （四）　市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支

改　正　後	現　　行
援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。 （五）　当該加算を算定するために必要な児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携については、当該加算で評価しているため、関係機関連携加算（Ⅲ）は算定しない。その他の観点により、医療機関との連携を行った場合には、この限りではない。 ⑫の８　入浴支援加算の取扱い 通所報酬告示第１の９の２の入浴支援加算については、こどもの発達や日常生活の支援及び家族支援の観点から、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、発達支援とあわせて、入浴支援を行った場合に、月に８回を限度に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。 （一）　対象児を安全に入浴させるために必要となる浴室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備えた上で、これらの設備について衛生的な管理を行っていること。浴室及び浴槽は対象児の状態等に応じて入浴させるに適した構造や面積等を有していること。 （二）　障害児の障害の特性、身体の状況等も十分に踏まえた安全に入浴させるための必要な体制を確保すること。具体的には（三）の安全計画を踏まえながら以下の取組を行うこと。 ①　（四）で把握した情報等を踏まえ、個々の対象児に	援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。 （新設） （新設）

改　正　後	現　　行
ついて、その特性等を踏まえた入浴方法や支援の体制、手順などについてあらかじめ書面で整理するとともに、入浴支援を行う従業者に周知すること。 ② 入浴機器について、入浴支援を行う日及び定期的に、安全装置を含め、安全性及び衛生面の観点から点検を行うこと。 ③ 入浴支援にあたる全従業者に対して、定期的に入浴支援の手法や入浴機器の使用方法、突発事故が発生した場合の対応等について研修や訓練等を実施すること。 （三） 指定通所基準第40条の２に定める安全計画において、入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について定め、従業者に対して周知徹底を図るとともに、当該計画に基づく取組を実施すること。 （四） 入浴支援の実施に当たっては、対象児の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴支援を実施するにあたっての必要情報を把握し、これらの情報を踏まえて個別に配慮すべき事項や体制について通所支援計画に位置付けた上で実施すること。情報の把握に当たっては、必要に応じてかかりつけ医や、居宅介護による入浴支援、訪問入浴サービス等、既に利用している入浴関係のサービス等がある場合には、当該サービス等を提供している事業者等の関係者にも聴き取りを行ない、情報収集を行うことが望ましいこと。	

改　正　後	現　　行
なお、入浴中に職員の見守りがなくなる時間が生じないようにすること。 （五）　入浴支援は、（二）で整理した個々の入浴方法等や通所支援計画に基づき、安全確保のために必要な体制を確保した上で、対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で行うこと。 （六）　対象児の年齢等を考慮しながら、本人や家族の意に反する異性介助が行われないようにすること。また、プライベートゾーンや羞恥心に配慮した支援を行うこと。 （七）　浴槽を使用した部分浴は算定できるものとするが、清拭は算定しない。また、シャワー浴については、洗身を行う場合は認められるが、単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定できない。	
⑬　医療連携体制加算の取扱い 通所報酬告示第１の10の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。 （一）　指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援	⑬　医療連携体制加算の取扱い 通所報酬告示第１の10の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。 （一）　指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援

改　正　後	現　　行
事業所等として行うものであるから当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、障害児ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該障害児主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、当該障害児の主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。	事業所等として行うものであるから当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、障害児ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該障害児主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、当該障害児の主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。
(二)　看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を通所支援計画等に記載すること。また、当該障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。	(二)　看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。
(三)　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。	(三)　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。
(四)　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年３月31日保医発第0331002号）を参照のこと。）	(四)　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年３月31日保医発第0331002号）を参照のこと。）
(五)　通所報酬告示第１の10の医療連携体制加算（Ⅰ）から	(五)　通所報酬告示第１の10の医療連携体制加算（Ⅰ）から

改　正　後	現　　行
（Ⅴ）について、看護職員１人が看護することが可能な障害児数は、以下のアからウにより取り扱うこと。 ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い 　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。 イ　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い 　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する障害児全体で８人を限度とすること。 ウ　ア及びイの障害児数について、合算する必要はなく、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。 （六）　通所報酬告示第１の10の医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における看護の提供間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間については、連続した時間である必要はなく、１日における訪問時間を合算したものであること。 （七）　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅵ）までについては、通所報酬告示第１の１のイの（１）の（一）、（二）若しくは（三）、１のイの（２）の（一）、（二）若しくは（三）、１のイの（３）の（一）、（二）若しくは（三）、１のロの（１）の（一）のa、b若しくはc、１のロの（１）の（二）のa、b若しくはc、１のロの（２）の（一）のa、b若しくはc、１のロの（２）の（二）のa、b若しくはc、１のロの（３）の（一）のa、b若しくはc又は１のロの（３）の（二）のa、b若しくはcを算定し	（Ⅴ）について、看護職員１人が看護することが可能な障害児数は、以下のアからウにより取り扱うこと。 ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い 　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。 イ　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い 　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する障害児全体で８人を限度とすること。 ウ　ア及びイの障害児数について、合算する必要はなく、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。 （六）　通所報酬告示第１の10の医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における看護の提供間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間については、連続した時間である必要はなく、１日における訪問時間を合算したものであること。 （七）　通所報酬告示第１の１のイの（１）から（３）、１のロの（１）から（３）、１のハ、１のニの（１）の（一）から（三）、１のニの（２）の（一）から（三）、１のホを算定している障害児については、当該加算は算定できないものであること。

改　正　後	現　　行
ている障害児（以下この（七）において「医療的ケア基本報酬算定障害児」）又は通所報酬告示第１の１のハを算定している障害児につき、当該加算は算定できないものであること。医療連携体制加算（Ⅶ）については、医療的ケア基本報酬算定障害児につき、当該加算は算定できないものであるが、通所報酬告示第１の１のハを算定している障害児については算定可能となっている点に留意すること。	
⑭　送迎加算の取扱い 通所報酬告示第１の11の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。	⑭　送迎加算の取扱い 通所報酬告示第１の11の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。
（一）　通所報酬告示第１の11のイについては、障害児（児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定児童発達支援を受け通所報酬告示第１の１のイ又はハを算定している障害児を除く。）に対して、送迎を行った場合に算定する。	（一）　通所報酬告示第１の11のイについては、障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、送迎を行った場合に算定する。 ただし、①の（一）又は（二）を算定している場合は、算定できないものであること。
（二）　通所報酬告示第１の11の注１の２については、（一）の場合において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、運転手に加え、職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。この場合において、重症心身障害児については、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき従業者（直接支援業務に従事するものに限	（二）　通所報酬告示第１の11の注１の２については、（一）及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している指定児童発達支援事業所において、喀痰吸引等が必要な障害児に対して看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。

改　正　後	現　　行
る。）を、医療的ケア児については、運転手に加えて看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの送迎にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。この⑭において同じ。）をそれぞれ伴って送迎すること。 また、医療的ケア児について、医療的ケアスコアの判定がされていない場合があるが、この場合においても特定行為が必要な障害児については対象として差し支えない。 なお、 ・　重症心身障害児が医療的ケア児である場合については、医療的ケア児として本加算を算定するため、運転手に加えて看護職員を伴って送迎する必要があること ・　通所報酬告示第１の11のロを算定しているときは、本加算を算定しないこと に留意すること。	なお、対象となる障害児は基本的には医療的ケア児を想定しているが、令和３年４月から令和４年６月までの間は、医療的ケアスコアの判定がされていない場合があるため、医療的ケアスコアの判定がされていない場合についても、特定行為が必要な障害児については対象として差し支えない。
（三）　通所報酬告示第１の11の注１の３については、（一）の場合において、医療的ケアスコア16点以上である中重度医療的ケア児に対して、運転手に加え、看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。この場合にあっては、当該中重度医療的ケア児の医療濃度を踏まえた安全な送迎に必要な体制を確保するものとする。	（三）　通所報酬告示第１の11のロについては、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。
（四）　通所報酬告示第１の11のロについては、重症心身障害児若しくは医療的ケア児又は中重度医療的ケア児（児童	

改　正　後	現　　行
発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定児童発達支援を受け通所報酬告示第１の１のイ又はハを算定している障害児に限る。この（四）において同じ。）に対して、送迎を行った場合に算定する。	
重症心身障害児若しくは医療的ケア児又は中重度医療的ケア児の送迎については、重症心身障害児若しくは医療的ケア児又は中重度医療的ケア児に対して、運転手に加え、職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。この場合において、伴う職員については、（二）及び（三）と同様であること。また、重症心身障害児が医療的ケア児である場合の取扱いについては、（二）と同様であること。	重症心身障害児の送迎については、①の（三）又は（五）により評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事するものに限る。）を１人以上配置している場合に算定を行うものであること。 なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。
（五）　送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。	（四）　送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。
（六）　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、通所報酬告示第１の11の注１の２の加算がなされる場合には当該加算をした後の単位数とし、当該	（五）　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、通所報酬告示第１の11の注１の２の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合

改　正　後	現　　行
加算を含めた単位数の合計数の100分の70となることに留意すること。 ⑮　延長支援加算の取扱い 通所報酬告示第１の12の延長支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 （一）　通所報酬告示第１の12のイ又はロ（１）若しくは（２）を算定する場合 ア　通所報酬告示第１の12のイ又はロ（１）若しくは（２）については、障害児ごとの通所支援計画に定める標準的な発達支援時間が５時間としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置づけている障害児について、発達支援を行う前後の時間帯において、延長支援を行った場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ、所定単位数を算定する。 イ　延長支援加算の算定に当たっては、障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を通所支援計画に位置づけて行うものであること。 なお、通所支援計画に基づき延長支援を障害児に行う中で、延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定を可能とする。この場合には、急な延長	計数の100分の70となるものではないことに留意すること。 ⑮　延長支援加算の取扱い

改　正　後	現　　行
支援を必要とした理由及び延長支援時間について記録を行うこと。また、急な延長支援を行う状況が継続する場合にあっては、速やかに通所支援計画の見直しを求めるものとする。 ウ　延長支援時間は、１時間以上で設定すること。発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合においては、前後いずれも１時間以上の延長支援時間を設定すること。なお、延長支援時間には、送迎時間は含まれないものであること。 エ　加算する単位数の区分の判定に当たっては、実際に要した延長支援時間によることを基本とする。ただし、実際の延長支援時間が通所支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、通所支援計画に定めた延長支援時間によることとする。また、障害児又は保護者の都合により実際の延長支援時間が１時間未満となった場合には、通所報酬告示第１の12の注２に規定する単位数を算定することができる。この場合にあっても、30分以上の延長支援が必要であることに留意すること。 オ　延長支援時間における障害児の数が10人以下の場合は、２人以上の従業者を配置すること。障害児の数が10人を超える場合の職員の数については、２人に、障害児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上の従業者を配置すること（例：障害児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は４名）。この	

改　正　後	現　　行
うち、１人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者（児童発達管理責任者を含む。）を配置すること。 カ　医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、オの従業者の配置のうち、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を１名上配置すること。 キ　運営規定に定める営業時間が６時間以上であること。 ク　児童発達支援事業所の従業者は障害児に提供した延長支援時間を記録すること。 （二）　通所報酬告示第１の12のロ（３）又はハを算定する場合 ア　通所報酬告示第１の12のロ（３）又はハについては、運営規程に定める営業時間が８時間以上であり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）において、指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び１日の延長支援に要した時間に応じ、所定単位数を算定する。 イ　ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。 ウ　個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は８時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるも	通所報酬告示第１の12の延長支援加算については、運営規程に定める営業時間が８時間以上であり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）において、指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び１日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。 ア　ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。 イ　個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は８時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるも

改　正　後	現　　行
のであること。 エ　延長時間帯における障害児の数が10人以下の場合は、２人以上の従業者を配置すること。障害児の数が10人を超える場合の職員の数については、２人に、障害児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上の従業者を配置すること（例：障害児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は４名）。このうち、１人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者（児童発達管理責任者を含む。）を配置すること。	のであること。 ウ　延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）が１名以上配置していること。
オ　医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、エの従業者の配置のうち、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を１名上配置すること。	（新設）
カ　保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。	エ　保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。
⑮の２　関係機関連携加算の取扱い 通所報酬告示第１の12の２の関係機関連携加算については、障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブその他の障害児が日常的に通う施設（以下この⑮の２において「保育所等施設」という。）又	⑮の２　関係機関連携加算の取扱い 通所報酬告示第１の12の２の関係機関連携加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

改　正　後	現　　行
は障害児の状況等によっては連携が必要となる児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この⑮の２において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、これらの施設又は関係機関と情報共有や連絡調整などを行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。	
（一）　関係機関連携加算（Ⅰ）を算定する場合	（一）　関係機関連携加算（Ⅰ）を算定する場合
ア　あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児が日々通う保育所等施設との間で通所支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催すること。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。	ア　障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、ウの会議の開催に留まらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。
イ　アの会議の開催に留まらず、保育所等施設との日常的な連絡調整に努めること。	イ　障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。
（削る）	ウ　児童発達支援計画に関する会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。）の開催に当たっては、当該障害児が

改　正　後	現　　行
	通う関係機関が出席すること。また、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。 　なお、当該障害児やその家族等が会議に出席できない場合においても、意見を聴取し、その内容を児童発達支援計画に反映させるよう努めること。
ウ　アの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、通所支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、通所支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。	エ　ウの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、児童発達支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、児童発達支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。
エ　会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び通所支援計画に反映させるべき内容を記録すること。	オ　会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び児童発達支援計画に反映させるべき内容を記録すること。
（削る）	カ　共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していない場合には、算定できないこと。
（二）　関係機関連携加算（Ⅱ）を算定する場合	（二）　関係機関連携加算（Ⅱ）を算定する場合
ア　あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児が日々通う保育所等施設との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	
イ　アの会議の開催等に留まらず、保育所等施設との日常的な連絡調整に努めること。	

改　正　後	現　　行
ウ　会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。 エ　アの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。 （三）　関係機関連携加算（Ⅲ）を算定する場合 ア　あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、児童相談所等関係機関との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 イ　アの会議の開催等に留まらず、児童相談所等関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 ウ　会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。 エ　アの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。 オ　個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しない。 （四）　関係機関連携加算（Ⅳ）を算定する場合 ア　障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点か	ア　障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点か

改　正　後	現　　行
ら、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。 イ　就学時の加算とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであること。 ウ　就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続Ａ型及びＢ型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。 エ　障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。 オ　連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。 （五）　その他 ア　関係機関連携加算（Ⅰ）の場合においては、共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していないときには、算定できないこと。 イ　関係機関連携加算（Ⅰ）と関係機関連携加算（Ⅱ）は、同一の月においていずれかのみ算定可能とする。 ウ　保育所等訪問支援との多機能型事業所の場合、関係機関連携加算（Ⅲ）と保育所等訪問支援の関係機関連携加算は同一の月においていずれかのみ算定可能とする。 エ　関係機関連携加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれの場合	ら、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。 イ　就学時の加算とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであること。 ウ　就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続Ａ型及びＢ型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。 エ　障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。 オ　連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。 （新設）

改　正　後	現　　行
においても、障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。	
⑮の３　事業所間連携加算の取扱い	（新設）
通所報酬告示第１の12の３の事業所間連携加算は、障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する障害児について、事業所間で連携し、児童の状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。	
（一）　事業所間連携加算の対象となる障害児	
市町村における支給決定において、指定障害児相談支援事業者が作成する計画案に代えて、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成するセルフプランが提出されている障害児であって、複数の指定児童発達支援事業所等から、継続的に指定児童発達支援の提供を受ける障害児であること（以下この⑮の３において「加算対象児」という。）。	
（二）　通所報酬告示第１の１２の３のイの事業所間連携加算（Ⅰ）は、連携・取組の中心となるコア連携事業所を評価するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。	
ア　市町村から、加算対象児の支援について適切なコーディ	

改　正　後	現　　行
ネートを進める中核となるコア連携事業所として、事業所間の連携を実施するよう依頼を受けた指定児童発達支援事業所等であること。 イ　コア連携事業所として、あらかじめ保護者の同意を得た上で、加算対象児が利用する他の指定児童発達支援事業所等との間で、加算対象児に係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の情報及び加算対象児の通所支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした会議を開催し、情報共有及び連携を図ること。 　会議は、テレビ電話装置等を活用した開催としても差し支えない。また、会議は加算対象児が利用する全ての事業所が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合にも、本加算の算定を可能とする。この場合であっても、当該欠席する事業所と事前及び事後に加算対象児及び会議に関する情報共有及び連絡調整を行うよう努めること。 ウ　会議の内容及び整理された加算対象児の状況や支援に関する要点について、記録を行うとともに、他の事業所、市町村、加算対象児の保護者に共有すること。 　市町村に対しては、あわせて、加算対象児に係る各事業所の通所支援計画を共有すること。また、障害児及び保護者の状況等を踏まえて、急ぎの障害児相談支援の利用の必要性の要否について報告すること。 エ　加算対象児の保護者に対して、ウで整理された情報を踏	

改　正　後	現　　行
まえた相談援助を行うこと。当該相談援助については、家庭連携加算の算定が可能であること。 オ　ウで整理された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて通所支援計画を見直すこと。 （三）　通所報酬告示第１の１２の３のロの事業所間連携加算（Ⅱ）は、コア連携事業所以外の事業所を評価するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。 ア　加算対象児が利用するコア連携事業所以外の指定児童発達支援事業所等であること。 イ　コア連携事業所が開催する会議に参加し、必要な情報共有及び連携を行うとともに、通所支援計画をコア連携事業所に共有すること。なお、会議への参加を基本とするが、やむを得ず出席できない場合であって、会議の前後に個別にコア連携事業所と情報共有等を行い連携を図るとともに、通所支援計画の共有を行った場合には本加算の算定を可能とする。 ウ　（二）のウでコア連携事業所により整理・共有された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて通所支援計画を見直すこと。 （四）　本加算は、セルフプランの場合に適切な支援のコーディネートを図るためのものであることから、障害児相談支援におけるモニタリングと同様の頻度（概ね６月に１	

改　正　後	現　　行
回以上）で取組が行われることが望ましい。また、コア連携事業所において、加算対象児の変化が著しい場合など取組の頻度を高める必要があると判断された場合には、適切なタイミングで取組を実施すること。 　また、加算対象児が利用する事業所においては、会議の実施月以外においても、日常的な連絡調整に努めること。 （五）　加算対象児が利用する事業所の全てが同一法人により運営される場合には、本加算は算定されない。この場合であっても、加算対象児の状況や支援に関する情報共有を行い、相互の支援において連携を図ることが求められる。	
⑮の４　保育・教育等移行支援加算の取扱い 　通所報酬告示第１の12の４の保育・教育等移行支援加算については、障害児が指定児童発達支援事業所を退所して保育所その他の施設で受け入れられるようになった場合に、移行支援又は退所後の障害児等への相談援助や保育所等への助言・援助について算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 （一）　通所報酬告示第１の12の４の注１に係る保育・教育等移行支援加算を算定する場合 ア　退所前６月以内に、移行先施設との間で、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言援助等（保育・教育等移行支援）を行	⑮の３　保育・教育等移行支援加算の取扱い 　通所報酬告示第１の12の３の保育・教育等移行支援加算については、移行支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型障害児通所支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。 （一）　保育・教育等移行支援加算は、訪問日に算定するものであること。

改　正　後	現　　行
うこと。 イ　退所前の保育・教育等移行支援については、移行先施設との間で、こどもや家族の状況や課題の共有を行うとともに、会議においては、移行に向けて必要な取組等の共有や連携調整などを行うこと。また、助言援助においては、必要な環境調整や支援方法の伝達などを行うこと。 ウ　保育・教育等移行支援については、障害児及び家族の意向や課題を把握し、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、通所支援計画に位置付けて計画的に実施すること。	
（二）　通所報酬告示第１の12の４の注２に係る保育・教育等移行支援加算を算定する場合 ア　退所後30日以内に、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行うこと。 イ　相談援助においては、障害児又はその家族等に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行うこと。 （三）　通所報酬告示第１の12の４の注３に係る保育・教育等移行支援加算を算定する場合 ア　退所後30日以内に、移行先施設を訪問して移行先施設に助言・援助等を行うこと。 イ　助言援助においては、移行先施設に対して、移行後の生活における課題等に関して助言援助を行うこと。 （四）　退所前の保育・教育等移行支援、退所後の居宅等を訪	（新設）

改　正　後	現　　行
問しての相談援助及び退所後の移行先施設を訪問しての助言援助を行った場合は、当該支援又は援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。	
（五）　本加算は、退所前の保育・教育等移行支援については退所日に、また、退所後の援助については実施日（訪問日）に算定すること。	
（六）　（一）から（三）に係る保育・教育等移行支援加算は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。	（二）　保育・教育等移行支援加算は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。
ア　退所して病院又は診療所へ入院する場合	ア　退所して病院又は診療所へ入院する場合
イ　退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合	イ　退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合
ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）へ入学する場合	ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）へ入学する場合
エ　死亡退所の場合	エ　死亡退所の場合
（削る）	（三）　保育・教育等移行支援加算の対象となる移行支援及び相談援助を行った場合は、移行支援及び相談援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。
（削る）	（四）　移行支援の内容は、次のようなものであること。 ア　具体的な移行を想定した子どもの発達の評価 イ　合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価 ウ　具体的な移行先との調整 エ　家族への情報提供や移行先の見学調整 オ　移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達

改　正　後	現　　行
	カ　子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達 キ　併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整 ク　移行先の受け入れ体制づくりへの協力 ケ　相談支援等による移行先への支援 コ　地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流
⑮の５　共生型サービス医療的ケア児支援加算の取扱い 通所報酬告示第１の12の５の共生型サービス医療的ケア児支援加算については、次のとおり取り扱うこととする。 （一）　共生型児童発達支援事業所において、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。この⑮の５において同じ。）を１以上配置し、医療的ケア児に対して、必要な医療的ケアに対応しながら、共生型児童発達支援を行うこと。 （二）　地域に貢献する活動を行っている共生型児童発達支援事業所であること。当該活動の具体的な内容としては、地域住民へ医療的ケア児に対する理解を促進する啓発活動、地域の交流の場の設置（開放スペースや交流会等により、医療的ケア児と地域のこどもの交流を実施する等）、保育所等で医療的ケア児の受入が促進されるための後方支援、地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催、地域のボランティアの受入や地域活動の実施など、地域や多世代との関わりを持つためのものとし、医療的ケア児のインクルージョンの推進に資する活動とする	（新設）

改　正　後	現　　行
こと。 （三）　医療連携体制加算を算定している場合については、算定できない。 ⑯　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和６年３月26日付け障障発0326第４号、こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知））を参照すること。 （２）　削除	⑯　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。 （２）　医療型児童発達支援給付費 ①　家庭連携加算の取扱い 通所報酬告示第２の２の家庭連携加算については、２の（１）の⑤を準用する。 ②　事業所内相談支援加算（Ⅰ）の取扱い 通所報酬告示第２の２の２のイの事業所内相談支援加算（Ⅰ）については、２の（１）の⑥を準用する。 ③　事業所内相談支援加算（Ⅱ）の取扱い 通所報酬告示第２の２の２のロの事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、２の（１）の⑥の２を準用する。 ④　食事提供加算の取扱い 通所報酬告示第２の３の食事提供加算については、２の

改　正　後	現　　行
	（１）の⑦を準用する。 ⑤　利用者負担上限額管理加算の取扱い 　通所報酬告示第２の４の利用者負担上限額管理加算については、２の（１）の⑧を準用する。 ⑥　福祉専門職員配置等加算の取扱い 　通所報酬告示第２の５の福祉専門職員配置等加算については、２の（１）の⑨を準用する。 ⑦　欠席時対応加算の取扱い 　通所報酬告示第２の６の欠席時対応加算については、２の（１）の⑪を準用する。 ⑧　特別支援加算の取扱い 　通所報酬告示第２の７の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 （一）　言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った訓練又は心理指導（（二）において「特別支援」という。）について算定すること。 （二）　特別支援を行うに当たっては、医療型児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作等に係る訓練又は心理指導のための計画（特別支援計画）を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。 ⑧の２　送迎加算の取扱い 　通所報酬告示第２の７の２の送迎加算については、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に算定す

改　正　後	現　　行
	るものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。 （一）　重症心身障害児の送迎については、通所報酬告示第２の１のロにより評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を１人以上配置している場合に算定を行うものであること。 なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配置するよう努めること。 （二）　送迎については、指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。 ⑧の３　保育職員加配加算 通所報酬告示第２の７の３の保育職員加配加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 （一）　指定医療型児童発達支援事業所において保育機能の充実を図るために、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる員数に加え、児童指導員又は保育士を１人以上

改　正　後	現　　行
	配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。 （二）　通所報酬告示第２の８の３の注2については、指定医療型児童発達支援事業所のうち定員21人以上の事業所において、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる員数に加え、児童指導員又は保育士を２人以上配置（常勤換算による算定）しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所について（一）に加えて加算するものであること。 ⑧の４　個別サポート加算（Ⅰ）の取扱い 通所報酬告示第２の２の８のイの個別サポート加算（Ⅰ）については、２の（１）の⑫の２を準用する。 ⑧の５　個別サポート加算（Ⅱ）の取扱い 通所報酬告示第２の２の８のロの個別サポート加算（Ⅱ）については、２の（１）の⑫の３を準用する。 ⑨　延長支援加算の取扱い 通所報酬告示第２の９の延長支援加算については、２の（１）の⑮を準用する。 ⑨の２　関係機関連携加算の取扱い 通所報酬告示第２の９の２の関係機関連携加算については、２の（１）の⑮の２を準用する。 ⑨の３　保育・教育等移行支援加算の取扱い 通所報酬告示第２の９の３の保育・教育等移行支援加算につ

改　正　後	現　　行
	いては、２の（１）の⑮の３を準用する。 ⑩　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い 通所報酬告示第２の10、11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、２の（１）の⑯を準用する。
（３）　放課後等デイサービス給付費	（３）　放課後等デイサービス給付費
①　放課後等デイサービス給付費の区分	①　放課後等デイサービス給付費の区分
放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。	放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。
なお、時間区分及び就学児の医療的ケア区分等の取扱いは一の（３の２）及び（４の２）を参照すること。	なお、障害児の医療的ケア区分等により、算定する単位が（１）から（４）又は（一）から（四）に分かれるが、当該取扱いは一の（４の２）を参照すること。
（一）　通所報酬告示第３の１のイを算定する場合	（一）　通所報酬告示第３の１のイ（１）及びロを算定する場合
ア　（二）に該当しない就学児について算定すること。	ア　（二）に該当しない就学児について算定すること。
イ　次の（ⅰ）又は（ⅱ）に該当すること。	イ　次の（ⅰ）又は（ⅱ）に該当すること。
（ⅰ）　指定通所基準第66条第１項の基準を満たしていること。	（ⅰ）　指定通所基準第66条第１項の基準を満たしていること。
（ⅱ）　指定通所基準第66条第４項の基準を満たしていること。	（ⅱ）　指定通所基準第66条第４項の基準を満たしていること。